

○議長 辻本 一夫君

次に10番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

10番、妹川です。

先ほど議長から述べられました私の一般質問の通告書、レジャー港化についてについては、時間の都合によって取り下げるということについては、担当課長の了解を取っておりますので、ただ、執行部の皆さんや傍聴者の皆さんに対して、このレジャー港化についての関心が非常にあるかと思いますが、それについては本当にお詫びいたします。

通告書に沿って、件名1、水路問題の解決と法定外公共物管理条例について。

平成19年頃に無断で埋め立てられた農業用水路。この原状復旧工事について、町は、令和3年12月から道路法を参考とした申請・許可手続を9回にわたって繰り返してきました。

しかしながら一向に工事は進められず、令和6年12月に芦屋町法定外公共物管理条例を制定し、本年4月1日以降、原状復旧の許可は、この新条例に基づき、手続を行うとしました。

これまでの担当課長、町長、副町長の答弁、及び公文書について確認と質問を行います。

要旨1、農業用水路の原状復旧の進捗状況については、この条例に基づいて、町、施工業者は新条例に基づき、手続を始めていると思いますが、施工業者からどのような報告を受けておりますでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

用悪水路の原状復旧工事の状況につきましては、以前ですね、議会でも答弁させていただいたことがあるんですが、状況に新たな進捗はございません。

新条例に移行しておりますが、まだその手続という形で新たな動きはまだありません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

隣接地権者の同意を得て、というようなことではありますが、町としては、隣接地権者の同意の隣接地権者というのは、どの方を考えておられますか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

今までも申し上げておりますが、隣接の危険性のある部分、特に塀の部分ですね、この辺の復旧工事について、原因者の方から壊れる可能性もあるので話をした上で進めたいということで、以前から話し合っております、その辺がまだ課題ということになっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

隣接地権者は、どなたかわからないんですか。名前をあげてください。頭文字でいいですから。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

妹川議員の質問通告書は――。

○議員 10番 妹川 征男君

いや、なんですか。

○議長 辻本 一夫君

いやいや、聞いてください。妹川議員の通告書は原状復旧に関する質問になってますので、その隣接者とか、そのことに入らないでください。

○議員 10番 妹川 征男君

いいですか。

今、進展してないということでしょう。進展していなければ、誰ですかと、その隣接地権者の人はどなたですかと聞いているのに。その頭文字でいいですから言ってください。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

ここで個人名を申し上げるということはおかしいんですが、原因者の方が必要と認める方だと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

町はね、そういうふうな詭弁使っちゃいけませんよ。

隣接地権者は誰と誰と、3人しかいないじゃないですか。

今までそうやって調査をしてきたじゃないですか。

隣接地権者は野田さんじゃないですか。名前は言っているということですから。あと波多野町長さんじゃないですか。あとはSさんじゃないですか。

その方の同意はとれてますかと言ってる。

どうですか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

現在、原状復旧工事、進んでおりません。

原因者の方からは、同意を得たというお答えはまだいただいておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

はい、分かりました。

では町は、この新条例ができたことだし、この埋立ての状況とか、今後の課題とか、そういうことについて、その3人の方に説明をしてきましたか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

町は、原状復旧の工事に関しまして、原因者にその趣旨等を進めて、お話をしていくものというふうに考えておりますので、原因者には、この新条例に移行したことに伴った事務処理についてはご説明をしております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

そのことについては、また後から行います。

次に、議会における執行部、町長、副町長、担当課長の答弁についてお聞きしますが、まず町長に、さきの3月議会において、波多野町長の土地は、埋立て前は、用水路に向けて斜面になっていました。埋立てによって、現在は平面になっています。

原状復旧のために掘削すれば、波多野氏の土地は、当然崩れ落ちますよね。

町長はそのことについて納得しているのですかという私の質問に対して、町長の回答は、曖昧な説明では変になるので、いま一度、書類を見てみるので、お許し願いたいと答弁でありました。

その後、町長は書類を見ての回答はいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

お答えさせていただきます。

私、私人としての質問であります、それは。

この場での私人としての質問ですので、答弁はできかねますので、ご了承いただきたいと思えます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

なぜ控えられるのですか。無理に質問を求めても、今の説明では答えられないという意思が強いようですから、残念です。

町長は隣接地権者、地主ですよ。埋められた13メートルの100%の隣接地権者です。と同時に、町長はその町有財産の最高責任者、財産管理の最高責任者ですね。そのことも含めてね、説明したらどうですかと言ってるんですけど、答えられませんか。

分かりました。じゃあ次に行きます。

副町長に問いますが、さきの3月議会において、私は、町長は町の用水路埋立てによって、町有地所有権が侵害されているという認識があるかという、町長に対する質問に対して、町長は答えられず、副町長が手を挙げて答弁されました。

その答弁の内容は、町は施工業者に対して、町有地所有権に基づき、いわゆる妨害排除請求のもと、原状復旧の要請を行っておりますが、施工業者が近隣地権者に配慮せず、妨害排除、原状復旧に係る工事を行うと、近隣住宅の塀が倒れる可能性が生じます、とあります。

そこで伺います。

近隣住宅の塀が倒れる可能性が生じるでしょう。工事をすればですね。その場合の補償はどなたがするんでしょうね。町長は、町は、行うんですか。

○議長 辻本 一夫君

副町長。

○副町長 中西 新吾君

町長が答えるということも含めて、町が答えるということも含めて、同じ答えしかできません。

また繰り返しになりますが、町は施工業者に対して、町有地所有権に基づき、いわゆる妨害排除請求、原状復旧の要請を行っておりますが、施工業者が近隣地権者に配慮せず、妨害排除、原状復旧に係る工事を行うと、隣接住宅の塀の倒れる可能性があります。

そこで、妨害排除に係る工事を行うのは施工業者であることから、施工条件として、施工業者が近隣地権者から同意を得て行うこととする合意をしたものであります。

ですから、施工業者が全ての責任を負うということになります。

先ほどの話ではありませんが、町が施工業者と隣接者との間に関与する法的な理由はないものと判断しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

もっと簡潔におっしゃってください。

要するに町は業者が、業者と隣接地権者との関係であるから、町は関知しないということですね。はい、もういいです、それで。もっとね、簡潔に話して欲しいですね。

それで、町はね、施工業者と近隣者との間に関与する法的な理由がないと今おっしゃいましたね。無責任にもね、もうほどありますよ。財産管理責任を放棄したものと同然ではありませんか。

このような考え方では、町民は納得しませんね。埋立てについて知らなかった。瑕疵はない。その時点で民と民などと。町政を預かる責任者の言うことでしょうか。管理責任者としての反省のかけらもない。説明もしかり。全てにおいても、責任を放棄しているとしか言いようがありません。

それで、次に質問しますが、民法第717条について問います。

民法第717条の内容について、課長なり、町長なり、内容についてご存じですか。

教えてください。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

申し訳ありません。

条文を今正確に覚えておりませんので、お答えのしようがありません。申し訳ありません。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

町はね、この法的な問題の関わる大事件ですよ。これを町が関与しないと、費用はもう出すことはない、それらしいことを言われたんですけど。ちゃんと勉強しておいて欲しいですね。

これは、全協で令和3年の10月11月でしたか、川上議員がね、国家賠償法第2条と、民法第717条について説明されたじゃありませんか。またこの調査特別委員会設置のときにも賛成討論の時に、川上さんはそう述べられましたよ。

民法第717条とは、土地の工作物等の占有者及び所有者の責任と。土地の工作物の設置または保存に瑕疵があることによって、他人に損害を生じたとき、その工作物の占有者、所有者でもありますね。被害者に対し、その損害を賠償する責任を負うと。占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を補償しなければならないと。

このような文面がありますからもう一度ね、その見解について文書で回答してください。分かなければ。

じゃあ次に行きます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。挙手をしてから、私が指名してからやってください。

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

3番目にいきますが、これに番号をちょっと変えまして、1番目にですね、この公文書のことについて質問します。

1番目は令和3年第4回全員協議会で求められた報告について、ということにちょっと変更しますので、申し訳ありません。

で、皆さん方の御手元に、私タブレットで、その情報を貼り付けることができませんので、私時代遅れの戦中派ですので、ちょっとこういう紙で配付しております。

この1枚目、下にあります①②が、令和3年、もう4年前の11月9日の芦屋町議会での全員協議会で、回答を求められた浮田課長が、我々議員に配付したものです。

その中で、新しく議員になれた方は初めて目にされるかもしれませんが、ほかの方は皆ご覧になっております。もちろん執行部の皆さんは、見られてないかも分かりません。

その中で、これはいつ、無断埋立てを知ったのかということに対して、令和3年4月6日ですと。そして2番目は、農業用水路の機能があったのかという質問です。3番は、マンホール取水は今後どうするのかと。いろいろありますが4番目ですね、ちょっと黄色く示していますが、マンホール井戸、取水を設置したことについて、町に瑕疵はないものと考えております。また、町が町有地の状況を把握できていなかったという管理責任の点を除き、責任はないものと考えております。

何を言ってるかさっぱりわかりませんよ、これ。

それからまたラインがありますが、その状況からその間に行われた施工に関することについて、町の瑕疵はないと考えており、民と民の問題であると考えています。

これについてですけどね、質問ですね。浮田課長が書いておりますから。管理責任の点を除き、責任はないちゃどういう意味ですか。私もそれなりに語学力あるつもりなんですけど、さっぱりわかりません。

管理責任の点を除き、責任はない、の管理責任とは何。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

はい、お答えいたします。

今日資料にも出ておりますけど、今、妹川議員がおっしゃいます、管理責任の点を除き、責任はないものと考えておりますと、これ私が回答したものですけど、その前に書いております。町が町有地の状況を把握できなかったというということで、ここには、そういうことで管理責任の点を除くということで回答したものでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

管理責任を除いてとあるが、ほかに責任があるんですか。

管理責任の点を除いてあるは、ほかに責任があるんですか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

管理責任の点を除き、責任はないものと考えておりますということで、先ほどお答えしたとおり、管理責任の点というのは、町が町有地の状況を把握できていなかったというところをあげているもので、そのほかの責任というのは、特にないということで考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

この管理責任とか、町に瑕疵はないという表現ですけれど、これ誰の発言？誰の発案でしたっ

け。弁護士さんか何か聞いたんですか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

こちらにつきましては、弁護士とも相談の上で作っている回答になりますが、10数年前に、届出なく行われたものということで、書かれてあるとおりですね、理由としてはもうここにあげてるので、回答の方を見ていただければと思います。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

あなたの発案ですかと聞いてるんです。

あなたが考え出した言葉ですかと聞いている。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

こちらの回答につきましては私の方が案を作りましたので、そもそも、その案を基に考えたということになります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

参考にね、ちょっと説明しますけれど。

瑕疵と過失の違いについて説明しますが、法律概念上の類義語としてですね、過失があります。

これは瑕疵と明確に区分されるんですが、過失とは注意義務を怠ることによって、人が引き起こした過誤を意味します。過失とはあくまでも不注意、怠慢によって生じた過ちを指します。

これに対して、瑕疵とは物に生じた欠陥や不都合のことであり、物に対する法的欠陥のことです。

具体的に示しましょう。瑕疵ある建物とか、瑕疵ある土地とか言いますね。例えば、雨漏りする建物であったとか、シロアリの巣があったとかね。それから瑕疵ある土地は不安定な地盤、土壌汚染の土地であったとか、これを言うんですよ。

今回の場合の農業用水路埋立ては、埋立てによって瑕疵になってしまったんですよ。きずものになってしまったんですよ。使えなくなったんだから。だから瑕疵ある農業用水路と。

町の瑕疵はないとか言うけれど、芦屋町は物ですか。芦屋町は自治体でしょ。こういうような中で、町には瑕疵はないとかね、こんなこと言うべきことではありません。

それで、質問ですけど。

農業用水路を無断で、埋め立てられたこと及びマンホールを設置されたのは、業務上の過失が原因と考えるべきです。町の瑕疵はないと判断したことは甚だ不適切ではありませんか。しかも、今回の事案は重過失に当たります。これは過失よりも、さらにひどい状況のことを言います。

法律問題をちょっとかじればね、瑕疵と過失の違いは理解できるはずなんですよ。専門家ですから、あなたたち。

このような形で、私たち議員を愚弄する文面じゃありませんか。

執行部の答弁の中に、度々、用水路埋立ては町が発注した工事ではない。町は関与していないとの答弁があるが、関与していないということは、埋め立てがあつたことを知らなかったということだけではなく、町の財産管理が適切でなかった。不注意、怠慢によって生じた過ちであり、無法状態であつたということのあかしを自ら明らかにしたようなものです。

町として、執行部の1人としてですよ、あなたたちね、恥ずべき内容ではありませんか。このようなことでは、町政を預かる資格はないのではないかと疑わざるをえません。

ところでね、町は本当に関与していなかったんですか。なぜそう言えるんですか。その根拠は何ですか。質問ですよ。調査をしたのですか。誰に聞いたのですか。その当時の課長に確認しましたか。お答えください。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

この件につきましては、以前よりいろいろお答えをしております。それ以上のことは、町は分かりませんということでお答えしております。

だからここにも経緯、今日の資料の中にも出てますが、こういったことで伺っているということ、これでお答えしておりますが、それ以前のことについては、私たちも把握ができないものもあります。聞かれたことに対しては今まで、聞いたこと等はもうお答えをしたということになっております。もうそれ以上のものは、私たちも約10数年前の話で、把握できてないものもあると思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

私は調べましたよ、その当時の課長さんをね、分かるでしょう。どなたかぐらい。調べてくださいよ。誰がその当時課長であったかどうか。それを調べてください。いいですか。

文書でその課長の名前、係長の名前を提示してください。いいですか。議長、お願いします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

そのことを調べてお答えをということでもありますから、調べればですね、どなたが課長があったかというのは分かると思いますが、当時の話についてはここにも出てきてますけど、原因者と言われる方、この方から、届け等はした覚えがないというようなお答えも聞いてます。

町でも当時の文書というは、探してみましたけど、やはりない。そういうことになっておりますので、そういった公文書が、当時の分ありませんので、お答えのしようはないだろうと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

私はね、その方が知らないなら知らないでいいんですよ。その課長の名簿を出しなさいと言っている。いいですか。

議長、出すように言ってください。

○議長 辻本 一夫君

今答弁しよったやないですか。

○議員 10番 妹川 征男君

はい、答えて。もう時間がないですよ。出しますと言えればいいじゃないですか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

提出を求められれば、必要なものは、もちろん提出すべきものはしたいとは思いますが。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

あのね、私も調べましたよ。私も調べましたところでね、農業用水路の野田さんのところの近

くに元建設課長さんがおられるじゃないですか。その方が知らんわけないですよ。埋められたときにね。その方がどういうふうに言われるかわかりませんが、とにかく名簿は出してください。

次に行きます。

埋立てに関与してないこと自体ね、町はですよ。町の財産管理のずさんさが明らかになったようなものですが、財産管理の最高責任者は町長です。埋められた水路の100%の隣接地権者でもあります。

町長は無断埋立て事件について、埋立てを知っていたのではないかと思います、どのような認識を持っておられますか。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

妹川議員の質問というか、事前通知が、事前通知分かりますか、事前通知がないので町長としての答弁はできかねますので、ご了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

私は、この公文書を配付してますし、約100ページ近くの報告集をご覧になっておいてくださいと言ってますから。これは事前通知があろうがなかろうが、町長自身の問題ですからね、最高責任者は町長なんです。それをさっと答えていただければいいんですよ。通告書はなぜいますか、そんなこと。私はね、なれ合い的な質問はしません。

そして質問に行きますが、浮田課長。もうこの問題ね、第717条の問題とか、過失とか、瑕疵はなかったとかね。こういうような発言はもう取りやめて、瑕疵はなかったという表現は撤回して、不注意、怠慢であったと。つまり、過失であったと言い換えたらいかがですか。

過去のことでですから、分かりますよ。あなたには責任はありません。もう10数年前ですから。気が楽だと思います。どうでしょう。瑕疵はなかったという表現を撤回して、過失であったというふうに文面を変えたらいかがですか。あなたには責任はありませんよ。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

今のお話で言いますと、町の方は瑕疵はないということで、公文書です。回答させていただいておりますが、それを過失はあったというふうに認めたらというような御質問だと思います。

この瑕疵はないということも、やはり、私たちも当時ですね、もう回答するときにしっかり考えた上での回答であります。それを今になってですね、そうも思っておりませんし、このまま、なんて言いますか、それを変えるというようなことは今考えていないと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

早く変えたほうがいいですよ。そうでしょう、不注意でしょ、怠慢だったんですよ。あなたは怠慢じゃない、不注意じゃない。過去の人がね。

じゃあ次に行きます。

町有地に対する要望事項についてという報告書について、何点か説明を行います。

皆さん方の御手元には3ページかな、プリント2枚目の裏側に3、4、5、6、7、8と、8ページあります。

こんな書類を初めて見たという人もかなりおられると思いますが、これはもう開示請求でね、私が資料請求で10月頃だったかな、令和4年、3年の一般質問をする前に、一般質問をしてから、もらったのかな。

現在ですね、世間を騒がせています森友事件。もう大分収まっていますけど、兵庫県知事の公文書、のり弁とか、黒塗り弁当とかいうのがありますが、これも黒塗り弁当と言いましょか。黒塗りが多いですね。このような黒塗りをすると、それは個人名が出ておりますと、個人情報ということでありますから、黒塗りをせざるをえないでしょう。

しかし、私ひとつ思うのは、なぜ町有地に対する要望事項なんですかね。これ、誰が要望しているということ？町有地に対する要望事項についてという表題なんですよ、これ。これ100何十ページある中の僅か8ページぐらいなんですけどね。表題は、要望事項についてと。誰が要望してるということなんですか、お答えください。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

今、妹川議員がここの題名について、町有地、農業用水路、隣接住民からの要望事項ということがおかしいんじゃないかというような御質問だと思いますが、これはもともと資料請求でお出ししている文章で、私たちはこの文、要点筆記ではございますが、経緯の方をある程度まとめている、その資料を請求に応じて提出している。

スタートが、ここに書いてあるんですけども、初めは要望事項があったということでスタートしております。その題名を使って、ずっとその流れで、このままこの題名は残っているということでお答えしたいと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

要望された方のことでしょうか。

であれば、本来なら、それはそれでいいでしょうけれど、無許可埋立てに関する経緯と今後の課題について、無断埋立て農業用水路、無許可埋立てに関する経緯と今後の課題についてという報告をすべきだと思うんですが。

このような形がよく似た公文書はあるんですか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

ここに示されているのは、先ほども言いました経緯ということなので、今おっしゃる文書がついてというのが、ちょっとよく分かりませんが、ここに書かれてあるのは要望事項についてと、初めに題名を打ったものの時系列の経緯、ここの部分だけになります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

私が言ってるのは、この要望書のほかに、無許可埋立てに関する経緯と今後の課題について、なるものがあるかと聞いている。ないならないで、あるならあると言ってくださいよ。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

この後にも、経緯は妹川議員、資料請求されてあると思います。

題名はこれですけど、その中にそういったものが含まれているとか、今ちょっと手元にはありませんが、何度か資料請求もされてあると思います。題名はこのままだと思います。

この経緯ですと、私たちは要点筆記ではありますが、いろいろあるものは出していると思いますが。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

私にその文面があるというふうに言われるけど、何もそんなものは見当たりませんでしたね。

それからこの報告書によれば、無許可埋立てに対する管理責任の反省と責任の文章は、もう一かけらもありませんという私の感想です。

もともとこの公文書というのは、やはり誤解を招いたり、行き違いがあつたり、様々ある種、トラブルが発生したりするわけですから、やはり、正確さが大事だし、公平性、中立性、誤解も正して、誤解を招く原因にならないようにしなければなりません。それは分かりますよね。

私は、資料請求をしましたけど、野田さんも資料請求をされています。

野田さんいわくは、事実と違うところがあると。また、自分が説明したことが書かれてないとか、たくさんあるというふうに聞いています。

ぜひね、これについては照らし合わせてください。よろしいですか。

でないと、この公文書が町長のところにもいつてるでしょう。ほかのところもいつてるでしょう。何かしら。その事実と違うことが書かれてたら、名誉毀損で訴えられますよ。こんなこと言った覚えはないと。何でこんなこと書いてる、何で確認しないのとかね、言われますよ。

では次いきます。

この報告集の中の6ページをご覧ください。⑥ですね、⑥は、令和3年6月23日13時30分からというところなんですが、ここで、ちょうど真ん中下ぐらいでしょうか。黄色い線。

当時の岡本係長は、次のように説明しています。

施工業者に確認したところ、個人の方からの発注を受けて、水田側の擁壁ブロック、雨水枡埋設を行ったと述べています。

このことについて、個人の方とは誰ですか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

今の資料の6ページ、この真ん中から下のところの町の記録の中だと思いますが、個人の方からの発注ということで、これがどなたなのかということで、ここで書かれてあるのは、前後の話からしても、町からの依頼を受けたものではないということとをそういうふうな表現が使われてあるということで、なお個人名についてはお答えしかねますので、答弁を差し控させていただきます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

何？町から受けたものではないという意味ですか。だったらそのように書けばいいじゃないですか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

こちらの文章については先ほども少しお話しましたが、要点筆記ということで作っておりますので、作ったものの表現の仕方と意味がとおるように、作られたものだというふうに認識しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

またまた詭弁ですね。よく読んでください。何ですか。当時の施工業者に確認したところ、個人の方からの発注を受けてと。どうしてそういうふうに誤魔化し発言をされる。

これは本人に聞きたいですよ。今事務局ですから。これについてはね、今、発言することはできないでしょう。岡本係長はね、その当時。このことについて、あなたが発言できないと思うから、これについても、文書で回答するようにお願いします。

議長お願いします。いいですか議長。

○議長 辻本 一夫君

この件については冒頭私言いましたように、もともとこのなんですか、隣接者で対応されたことが問題点になってきてるわけですね。

それで、そこだけはもう、これは全協でも議会でもちょっと協議しました中身があるんで、そこあたりについては、ここは個人名は出さない。出したらいけないと思います。

○議員 10番 妹川 征男君

私はね、この公文書について分からないから聞いてるんですよ。そんな議会がどうだとか関係ありません、そんなの。

だから、これについて個人の方から発注を受けてということはどういう意味か、あなたは答えられませんよ、岡本係長しか答えられませんから、でも発言権はありませんから、文書で回答す

るようにしてくださいと言ってるんです、議長。だから、しなさいって言えばいいわけですよ。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

こちらの文書のことですけど、ここに個人ということが書かれてあって、どなたかということですが、ここには個人と書かれてありまして、ほかの文章、黒塗りの部分もございまして、いづれにしても、お答えできる内容にはならないと思いますので、ここにそういう表記があったとしても、多分黒塗りになるお話になりますので、聞かれてもお答えができないかもしれません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

次にいきます。

発注者というのは施主。そして企画立案として事業の中心的存在です。一方、施工業者は、施主からの発注内容を受注し、施工する請負人の立場になります。

今回の場合、無断埋立ては企画立案した発注者と請負人である施工業者との一体となった共同作業ではなかろうかと。

以上のことから、町は発注者から、ないしは受注者から、無断埋立ての目的や施工場所、経費、土砂をどこから持ち出したか、搬入道路はどこであったかなどについて調査することは必須事項です。

どのように対応しましたか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

こちらの件につきましても、当時のお話を聞いたことについては、お答えをしてきたと思います。それ以外のことは私は把握できてません。

それよりもこういった現状が、令和3年4月に町としても把握したということで、今は原因者に、原状復旧を求めているということになっておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

あのね、そういう、何といいましょうかね。

その原因とか目的とか、様々な不明確なものがある中で、その施工、今から工事を始める、そういうことにはならないと思うんですよ、誰が見てもね。やっぱり原因は何だったのかということを知らずしてね、工事を進めようとしても、なかなか難しいと思いますよ。

今おっしゃったようにね、そういうふうに私の説明を、教えたとか何とか言われたけれど、搬入道路はどこかとか、どこの土砂を運んだとか、それ聞きましたかと、それを聞いている。当然でしょ。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

今、妹川議員おっしゃるように当時10何年前のことを、私どもに今、伺われてるわけでございますけど、私たちはそのことについては把握できておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

把握してないではなくて、その10何年前のことをあなたたちはもちろん分かりませんよ。

運んだ施工業者は分かっているはず。その方にどこから運んだんですか、どこの道を通って搬入したかということは聞いてよかったですじゃありませんか。なぜ聞かない。

その文章は、この報告書には載ってませんよ。あなた聞いているんでしょ。聞いているけど書いてないんでしょ。どうですか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

町の方は把握しておりません。

原因者がこういった工事を行ったという説明は、伺ったとおりに記載されてあると思いますし、それを基に原因者に原状復旧を求めていくという考えでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

そういう口をつぐむようなことでは、何のために一般質問してるか分かりません。

やはりお互いに出し合いながら、そして情報を共有することが一番大事なんじゃないでしょうか。それから、8ページをお願いします。7ページ、8ページにもいろいろと聞きたいことがあるんですけど、時間の関係でできません。

8ページのところですけど、真ん中、そして一番最後の最後のところ。

施工業者は、かつて私が施工したもので、皆さんに迷惑がかかっているのであれば、新たに雨水排水路を設置しますと。雨水枡に石を入れて、躯体上部をカットして浸透枡にします。用水路があったかつての状態に戻します。指示をいただければ、次の休日でも来て施工してもよい。何なら無償でも構わないというような、哀願されるような形でこれ言われてると思うんですが、中身を見ると。ところがそして最後に、先ほども言ったように、関係者の調整ができれば、私に施工指示をいただきたいと。

ところが、当時の山下課長は、気持ちは分かるが現時点ではとてもゴーサインは出せない。こういうことまで、断ってますね。

なぜそこですぐにしなかったんですかね。もしそこで、早急に改善されておれば、このような大きな問題にならずして解決していたかもしれませんよ。

町にとってこの問題は大きな恥ですよ。社会問題になりますよ。もうなってますよ。

もう時間ありませんので、一応紹介しておきます。こういうことがあったということ。

次にいきます。

令和3年4月1日。野田さんから指摘されるまで、無断で埋め立てられたことを知らなかったことは物語っているわけですが、町有財産の状況を把握できなかった原因はどこにあるのかと。

隣接地権者の野田さんの敷地内に、水が染み込む被害と、無断埋立ての因果関係について調査・検証することは、町有財産の管理責任者としての責務であると考えます。

農業用水路は住民共同のインフラとして、農業用水路のほかに、家庭菜園や親水、雨水排水機能など、広く利用されていました。

野田さんの敷地内への浸水は大雨のときに特にひどく、埋立てにより流水機能が失われていることが考えられます。

よって、無断埋立てとの因果関係を科学的根拠に基づき、客観性、透明性のある、しかも、本人の納得のいく調査・検証を行い、解明することが町有財産管理者としての責務と考えます。

いかがですか。どなたが答えますか。町長いかがですか。最高責任者として。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

今の御質問でございますけども、状況がいろいろそういった形で変わってきて、町の方でそう

いった調査をすべきではないかというような御質問だと思うんですけども、これも以前、いろんなところでお答えしたことがあるかもしれませんが、町がその分の調査を行うといったことは考えておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

これが町民から負託された町政の職員としての考えですか。情けないですよ、ほんと。

報告集より、枚数の関係でこれは印刷しておりませんが、令和3年9月16日、氏名は黒塗りです。対応者は浮田課長、岡本係長です。これが報告集なんですね。これが報告集。

写真やら図面やらいろいろ書かれています。その中に聞き取りがあります。浮田課長、岡本係長。9月16日です。9月16日は私が一般質問をした後ですよ。私が一般質問したのは9月3日。なのに、9月16日に初めて町長、初めて黒塗りの人、波多野町長さんでしょうけど、その方に質問してる。聞き取り調査をやってる。

内容は、雨水枡設置工事と当時の周辺状況について聞き取りしたもの。その方の答えは、マンホールや埋立て工事については全く知らなかった。4年前。当時の周辺状況についても把握していないという回答ですが、これはもう少し中身があるんじゃないですか？こんな簡略なことではないんですか。あなた行ったんでしょ。会ったんでしょ。

こんな説明でいいんですか。教えてください。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

この文章ということで、先ほどからもお伺いされています、これは要点筆記ということで、その日にあったものを要点をまとめているものなので、このときにこういう話があったということは、間違いはないと思います。

それ以外のことについては、はっきりお答えできるものではありません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

隣接地権者は3人ですよ。

あなたたちも、野田さんのところに行ったり、マンホールを埋め立てたところのSさんのとこ

ろに行ったり、町長のところに行ったり、隣接地権者は字図を見れば3人しかいないんだから。その隣接地権者の3人というのは、利害関係者ですね、利害関係者。埋立てによって、利害者の害。つまり損失が出た人は、S氏と野田さんです。誰が見ても分かります。

Sさんは5万円も出して、雨水柵を設置しておられます。今まで取水していたものが叶わず、そのためにお金を出して設置してもらってる。

野田氏はブロックの外側の用水路埋立て、雨水の排水ができなくなり、おまけに、波多野氏、S氏の土地から流れていた雨水は、用水路に排出されず、たまった雨水の多くが野田氏の敷地内に入り込んできたという事実があります。その点でも大きな被害者です。

このような私の分析について町長はどう思いますか。答えてもらいたいけど、時間がないので、これはもう控えます。

最後になりますが、すみません、最後に私、提案したいと思うんです。

これまで、この農業用水路問題について質問してきましたけどね。まだ未解決のこととか、やっぱり非常に疑義あるものがあつたりしておりますね。だから、今、農業用水路の原状復旧を求めていますけど、こういう諸問題を抱えた中で、原状復旧は成り立たないと思うんですよ。そう思いませんか？

そういう意味でね、埋立てに関する背景と真相が明らかになっていない中、原状復旧は簡単にはいきません。だから、真相究明を行った上で、今後の課題と分析を行って、隣接地権者、町、施工業者が合意のもとに、原状復旧を進めるべきではないかと思います。

今社会問題になってます兵庫県のパワハラ事件とか、森友事件とか、そういう形で真相究明のために、第三者委員会の設置して、解決をしている自治体があります。

それで、町民の町政に関する信頼を回復するためにも、執行部は自浄能力を発揮して、客観性、透明性を確保し、専門的見地に立った調査・検証を行う必要がありますか。有識者で構成する第三者機関の設置が必要だと思います。

令和3年12月議会において――。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員、時間が来ましたから。

○議員 10番 妹川 征男君

はい。調査特別委員会の設置条例を提案しましたが、賛同者は3人あったものの、否決されました。だから、執行部は議会が否決したことを後ろ盾にせず、町の自浄能力を発揮して、調査のための第三者委員会を設置し、全容解明をすべきではないでしょうか。いかがですか。

時間ありませんが、回答をお願いします。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員、時間が来ました。

発言をやめてください。

○議員 10番 妹川 征男君

回答をお願いします。

○議長 辻本 一夫君

時間が来ました。

○議員 10番 妹川 征男君

回答をお願いしたい。

議長、させてください。

○議長 辻本 一夫君

時間終わりましたんで。

○議員 10番 妹川 征男君

あのね、私の質問に対してね。もう答えていない、いらぬようなもの最後まで長くなった
中で――。

○議長 辻本 一夫君

それは理由になりません。

ルールは守ってください。

○議員 10番 妹川 征男君

私が一般質問をして最後にね、時間が来たわけですから答えていいじゃないですか。そこだけ。
もう答えを求めてください。そこだけでいいですから。求めてください。私の一般質問の中でそ
うなったんだから、答える必要があります。国会答弁でもそうなるんじゃないでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

では、一言だけ。

○議員 10番 妹川 征男君

はい、一言お願いします。

(「議長、おかしいです」「ルールを守ってやってください」の声あり)

○議長 辻本 一夫君

これで、妹川議員の一般質問を終わります。